平成２３年（フ）第２３５７号
大阪市住吉区苅田１丁目７番９―103号
債務者　神原　里香（旧姓松阪）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３７６号
大阪市都島区高倉町２丁目９番27号サンシャトー101号
債務者　和泉　有実
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３７７号
大阪府寝屋川市田井町21番16―104号
債務者　村瀬　明子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９号
北海道小樽市長橋３丁目８番８号、前住所東京都世田谷区深沢８丁目７番22号　高橋組興業
債務者　田森　良雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５１号
北海道余市郡仁木町北町３丁目101番地22、前住所東京都足立区千住仲町40番２―301号
債務者　井上　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５２号
北海道小樽市新富町４番16号
債務者　和田　義政
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５４号
北海道小樽市長橋４丁目14番34号　ベース長橋201、前住所北海道小樽市長橋１丁目21番16号
債務者　小野　洋憲
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５５号
北海道小樽市梅ケ枝町31番24号、前住所北海道小樽市清水町30番12号
債務者　長門　孝子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２８６号
仙台市青葉区中山５丁目９番５号　明泉中山ハイツＣ棟101
債務者　蝦名　涼子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
秋田市山王５丁目３番26号　レジデンス山王207号
債務者　飯村イオ子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
秋田市添川字地ノ内111番地18
債務者　角　　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５号
秋田市広面字鍋沼81番地21
債務者　柴田　貞子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５号
秋田市港北松野町１番44号
債務者　村田　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９号
秋田市楢山南中町５番８号
債務者　須藤いく子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
秋田県にかほ市院内字下横根26番地４
債務者　村上千寿子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第２８号
福島市野田町５丁目６番49号　カーサＮＯＤＡ102号室
債務者　平山　正幸
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
福島県伊達郡桑折町大字万正寺字前川原10番地の26
債務者　佐藤　夏美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福島地方裁判所